

公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会

令和 7 年度事業計画

公益社団法人日本獣医師会認定・専門協議会（以下、本協議会）では、これまで認定・専門獣医師制度の信頼性を確保し動物の飼育者をはじめとする国民に対して適切な獣医療情報を提供することを目的として事業を運営してきたが、令和 7 年度においても引き続き以下の事業を遂行する。

なお、事業の実施に当たっては、本協議会の下に専門の委員会を設置して事業を実施する。

1 認定・専門獣医師制度の整備に関する事業

本協議会規約第 14 条に基づき、認定・専門獣医師制度検討委員会において、認定・専門獣医師制度の整備及び制度の周知・普及に関する事項について検討を行う。

2 認定・専門獣医師の認定分野及び名称に関する事業

本協議会規約第 14 条に基づき、認定・専門獣医師制度検討委員会において、広告可能な認定・専門獣医師の認定分野及び名称の設定に関する事項について検討を行う。

3 専門性認定団体の認定要件の評価及び専門性認定団体の認証に関する事業

本協議会規約第 15 条に基づき、認証評価委員会において、以下の事項について検討を行う。また、専門性認定団体の認証に当たっては、当委員会による評価をもとに本協議会が決定する。

- (1) 専門性認定団体の専門性認定要件の設定に係る事項
- (2) 専門性認定団体の評価認証に係る事項
- (3) 専門性認定団体の評価認証の手順に係る事項

4 認定・専門獣医師の認定・登録・管理に関する事業

本協議会が認証した専門性認定団体から提出された認定・専門獣医師の登録情報は、本協議会が運営管理するデータベースにおいて適切に管理する。

5 認定・専門獣医師の公表に関する事業

認定・専門獣医師の登録情報の公表は、個人情報の漏洩等が生じないように必要な措置を講じた上で行う。

6 その他、協議会の業務目的を達成するために必要な事業